

○銃砲刀剣類所持等取締法及びこれに基づく命令に関する事務取扱要領の制定について(通達)

(平成 5 年 3 月 15 日岡生保第 130 号警察本部長例規)

改正	平成 13 年 7 月岡務第 5047 号	平成 15 年 1 月岡生保第 21 号
	平成 16 年 3 月岡務第 45 号	平成 19 年 6 月岡生企第 504 号
	平成 20 年 3 月岡務第 195 号	平成 20 年 10 月岡生企第 995 号
	平成 21 年 5 月第 571 号	平成 21 年 12 月第 1407 号
	平成 22 年 5 月第 567 号	平成 23 年 3 月岡務第 176 号
	平成 23 年 6 月岡生環第 193 号	平成 26 年 1 月岡生企第 41 号
	平成 26 年 3 月岡生環第 120 号、岡生企第 235 号	平成 27 年 9 月 17 日岡生企第 754 号
	平成 28 年 3 月 29 日岡監第 137 号	平成 28 年 12 月 26 日岡子女第 476 号、岡生企第 92 号
	令和 2 年 4 月 1 日岡組一第 92 号	令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号
	令和 3 年 8 月 26 日岡子女第 271 号、岡生企第 51 号	令和 4 年 3 月 10 日岡務第 238 号
	令和 4 年 3 月 11 日岡生企第 188 号	令和 5 年 1 月 20 日岡生企第 32 号
	令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号	令和 5 年 9 月 28 日岡務第 697 号

各部長・参事官・所属長

銃砲刀剣類所持等取締法が数次にわたって改正されたことに伴い、銃砲刀剣類に対する許可及び届出の事務取扱手続が大幅に改正された。

このため、適正な事務の運用を図るため、別添のとおり銃砲刀剣類所持等取締法及びこれに基づく命令に関する事務取扱要領を制定し、平成 5 年 3 月 15 日から施行することとしたので、関係職員に周知徹底を図るとともに、その取扱いに万全を期されたい。

別添

銃砲刀剣類所持等取締法及びこれに基づく命令に関する事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和 33 年政令第 33 号。以下「令」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和 33 年総理府令第 16 号。以下「規則」という。)、指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和 37 年総理府令第 46 号。以下「府令」という。))及び岡山県警察事務決裁規程(平成 11 年岡山県警察訓令第 7 号)の規定による事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 許可申請

- 1 警察署長(以下「署長」という。)は、法第4条又は第6条の所持許可の申請を受理したときは、規則第9条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。
 - (1) 所持許可申請書(規則様式第6号、第6号の2又は第7号)を徴収し、当該申請書に規則第11条第1項に規定する書類を添付させること。
 - (2) 当該申請書の記載事項並びに法第5条及び第5条の2に規定する事項の有無について調査し、銃砲等又は刀剣類所持許可の申請に係る進達書(様式第1号。以下「所持許可進達書」という。)を作成すること。
 - (3) 調査の結果、許可することに支障がないと認めるときは、許可証を交付すること。ただし、次に掲げる申請については、当該申請書の写しを所持許可進達書に添付し、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)に進達すること。
 - ア ライフル銃、拳銃又は空気拳銃の所持に係る許可の申請
 - イ 猟銃若しくは空気銃(以下「猟銃等」という。)又はクロスボウの許可を受けていない者の散弾銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持に係る許可の申請
 - ウ 所持を許可することについて疑義のある申請
- 2 1により許可した銃砲若しくはクロスボウ(以下「銃砲等」という。)又は刀剣類の所持許可番号は、次によるものとする。
 - (1) 猟銃等及びクロスボウの所持許可番号、警察署に備付けの猟銃等及びクロスボウ所持許可番号簿(様式第2号)により暦年ごとに一連番号を付すること。
 - (2) その他の銃砲又は刀剣類の所持許可番号は、生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に備付けの銃砲等所持許可番号簿(様式第3号)により一連番号を付すること。
- 3 猟銃等及びクロスボウの所持許可証番号は、警察署に備付けの猟銃等及びクロスボウ所持許可証番号簿(様式第4号)により暦年ごとに一連番号を付すること。ただし、有効期間内の所持許可証を所持している者にあつては、新たな許可証の交付は行わず、当該許可証の記載欄に2の(1)による許可番号その他の必要事項を記載すること。

第3 認知機能検査の申込み

署長は、法第4条の3第1項の認知機能検査の受検申込みを受理したときは、規則第14条の規定によるほか、銃砲刀剣類所持許可等に係る認知機能検査実施要領の制定について(通達)(平成21年12月3日岡生企第1403号例規)によって処理するものとする。

第4 国際競技に参加する外国人に対する許可及び許可期間延長

- 1 署長は、法第6条の国際競技に参加する外国人からの許可申請を受理したときは、令第24条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。
 - (1) 所持許可申請書(規則様式第6号、第6号の2又は第7号)を徴収し、当該申請書に規則第11条第1項に規定する書類を添付させること。

(2) 申請に係る理由を調査し、許可に係る意見を付して当該申請書の写しを所持許可進達書に添付し、本部長に進達すること。

(3) (2)の許可に当たっては、生活安全企画課の銃砲等所持許可番号簿に登載した一連番号によって許可証を作成するとともに、銃砲等刀剣類許可台帳(様式第5号)を作成して警察署に保管し、その写しを所持許可進達書に添付して速やかに本部長に報告すること。

2 署長は、1の許可に係る許可期間の延長申請を受理したときは、規則第30条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

(1) 許可期間延長申請書(規則様式第28号)を徴収すること。

(2) 期間延長の理由を調査して、期間延長に関する意見を付し、当該申請書を所持許可進達書に添付して本部長に進達すること。

(3) 許可証の許可期間を書き換えたときは、許可証の備考欄に申請による許可期間延長の旨を記入し、岡山県公安委員会公印規程(昭和34年岡山県公安委員会規程第4号)別表(2)に定める岡山県公安委員会生活安全事務専用認印(以下「公安委員会印」という。)を押印して交付すること。

第5 講習会の申込み

署長は、法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃等講習会又は第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウ講習会の受講申込みを受理したときは、規則第20条の規定によるほか、岡山県猟銃等講習会及びクロスボウ講習会実施要領の制定について(通達)(昭和60年1月11日岡保第31号例規)によって処理するものとする。

第6 技能講習の申込み

署長は、法第5条の5第1項の技能講習の受講申込みを受理したときは、規則第26条の規定によるほか、岡山県猟銃技能講習実施要領の制定について(通達)(平成21年12月3日岡生企第1404号例規)によって処理するものとする。

第7 年少射撃資格講習会の申込み

署長は、法第9条の14第1項の年少射撃資格講習会の受講申込みを受理したときは、規則第80条の規定によるほか、岡山県年少射撃資格講習会実施要領の制定について(通達)(平成21年12月3日岡生企第1405号例規)によって処理するものとする。

第8 講習修了証明書等の書換え又は再交付

署長は、講習修了証明書、合格証明書、技能講習修了証明書、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書又はクロスボウ射撃資格認定証(以下「講習修了証明書等」という。)の書換え又は再交付の申請を受理したときは、規則第22条、第25条、第29条、第56条、第70条、第82条又は第82条の3の規定によるほか、次によって処理するものとする。

(1) 書換えに当たっては、講習修了証明書等書換え申請書(規則様式第21号)を徴収して記載事項の書換えを行い、公安委員会印を押印すること。

なお、当該申請書は警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付すること。

- (2) 再交付に当たっては、講習修了証明書等再交付申請書(規則様式第 22 号)を徴収して当該申請書は本部長に進達し、写しを警察署に保管すること。
- (3) 生活安全企画課は、講習修了証明書等を作成の上、署長に送付することとし、送付を受けた署長はこれを交付すること。

第 9 技能検定

署長は、法第 5 条の 4 の技能検定の申請を受理したときは、規則第 9 条の規定によるほか、次によって処理するものとする。

- (1) 技能検定申請書(規則様式第 8 号)を徴収し、当該申請書に規則第 11 条第 1 項に規定する書類を添付すること。
- (2) 技能検定の申請を受理したときは、あらかじめ生活安全企画課に連絡し、法第 5 条及び第 5 条の 2 に規定する事項の有無を調査して教習資格認定等の申請に伴う調査表を作成し、検定資格認定に関する意見を付して、資格認定等進達書(様式第 6 号)に当該申請書を添付して本部長に進達し、写しは技能検定通知書交付台帳として警察署に保管すること。
- (3) 技能検定通知は、申請者を生活安全企画課に備付けの資格認定証・検定通知書交付番号簿に登載し、技能検定通知書番号及び技能検定日を決定して、生活安全企画課において作成した技能検定通知書(規則様式第 23 号)を交付して行うこと。
- (4) 生活安全企画課は、技能検定結果を署長に通知することとし、通知を受けた署長は技能検定通知書交付台帳の手入れをすること。

第 10 認定申請

- 1 署長は、法第 9 条の 5(教習資格)又は第 9 条の 10(練習資格)の認定申請を受理したときは、規則第 9 条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。
 - (1) 教習資格認定申請書(規則様式第 10 号)又は練習資格認定申請書(規則様式第 11 号)を徴収し、当該申請書に規則第 11 条第 1 項に規定する書類を添付すること。
 - (2) 当該申請書記載事項並びに法第 5 条及び第 5 条の 2 第 1 項から第 3 項までに規定する事項の有無について調査し、資格認定等進達書を作成すること。
 - (3) ライフル銃の教習資格認定の申請、猟銃等の許可を受けていない者の散弾銃の教習資格認定の申請及び認定することに疑義のある申請については、あらかじめ生活安全企画課に連絡し、ライフル銃にあつては(1)及び(2)によるもののほか、法第 5 条の 2 第 4 項に規定する事項の有無を調査し、それぞれ認定に関する意見を付して資格認定等進達書に当該申請書を添付し、本部長に進達すること。
- 2 認定証の交付番号は、警察署に備付けの資格認定証・検定通知書交付番号簿(様式第 7 号)により暦年ごとに一連番号を付すること。

- 3 認定証交付に先立ち、教習資格認定証交付台帳(様式第8号)又は練習資格認定証交付台帳(様式第9号)を作成し、当該台帳に写真を貼付して警察署に保管し、写しを資格認定等進達書に添付して速やかに本部長に進達すること。

第11 認定証の返納

署長は、規則第36条の規定により、年少射撃資格認定証、教習資格認定証、練習資格認定証又はクロスボウ射撃資格認定証の返納の届出を受理したときは、銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書(規則様式第36号)を徴収して当該届出書は警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付し、返納を受けた認定証は廃棄すること。

第12 確認

署長は、法第4条の4第1項の確認を行うときは、規則第17条の規定によるほか、許可証と銃砲等又は刀剣類を照合して許可証の所定欄に確認年月日を記入し、公安委員会印を押印して交付するものとする。

第13 番号及び記号の打刻命令

- 1 署長は、法第4条第1項第1号に掲げる者に許可した猟銃等並びに第9条の6第2項及び第9条の11第2項の規定により届出を受けた備付け銃が次のいずれかに該当するときは、所持者又は設置者に対し、当該銃砲に番号又は記号を打刻することを命じなければならない。

(1) 番号が3けた以下であるとき。

(2) 銃砲刀剣類の管理業務に関するシステムに登録した結果、当該銃砲と同一番号の銃砲が既に登録されていることが判明したとき。

- 2 1の打刻を命ずるときは、次によって処理するものとする。

(1) 打刻命令書(規則様式第16号、第17号又は第18号)を交付すること。

(2) 打刻文字は、アラビア数字を用いること。

(3) 文字の大きさは6ミリメートル又は8ミリメートルとし、ポンチ式又はレーザー式により打刻すること。

(4) 打刻部位は機関部又はその付近とすること。

第13の2 表示措置命令

- 1 署長は、法第4条第1項第1号の規定による許可に係るクロスボウに固有の番号等の刻印等がないときは、所持の許可を受けた者に対し、当該クロスボウごとに付した番号又は記号を表示したクロスボウ番号標の貼付を命じなければならない。

- 2 1の表示措置を命ずるときは、次によって処理する。

(1) 表示措置命令書(規則様式第18号の2)及びクロスボウ番号標を交付すること。

(2) クロスボウに付する番号は、生活安全企画課に備付けのクロスボウ番号簿(様式第9号の2)により一連番号を付すること。

(3) クロスボウ番号標の大きさは、長さ1センチメートル程度、幅2センチメートル程度とする。

(4) 表示部位は、クロスボウの側面の一見して見やすい位置とする。

第 14 所持許可台帳等の作成

署長は、法第 4 条第 1 項の銃砲等又は刀剣類の所持許可をしたときは、次により許可台帳等を作成の上、処理するものとする。

(1) 猟銃等の許可に当たっては猟銃等許可台帳(様式第 10 号)を、クロスボウの許可に当たってはクロスボウ許可台帳(様式第 10 号の 2)を作成して所定欄に写真を貼付し、警察署台帳として保管すること。

(2) その他の銃砲又は刀剣類の許可に当たっては、銃砲等刀剣類許可台帳を作成し、警察署台帳として保管すること。

(3) 第 12 の確認を行った後、所持許可進達書に当該確認の年月日等を記入した銃砲等刀剣類許可台帳、猟銃等許可台帳又はクロスボウ許可台帳許可台帳(以下「許可台帳」という。)の写しを添付し、速やかに本部長に報告すること。

第 15 確認に伴う異動通知

1 署長は、第 12 の確認を行った場合において、その申請に係る銃砲等又は刀剣類が県内の他の警察署の管轄区域内に居住する者から譲受け、又は相続した物であるときは、当該警察署の署長に、銃砲等又は刀剣類所持者異動通知書(様式第 11 号。以下「異動通知書」という。)によって所持者の異動を通知するものとする。

2 異動通知書の送付を受けた署長は、該当する許可台帳を削除すること。

3 1 の申請に係る銃砲等又は刀剣類が県外に居住する者から譲受け、又は相続した物であるときは、生活安全企画課に連絡し、同課において当該許可を行っている都道府県公安委員会に異動通知をするものとする。

第 16 許可証の書換え、再交付及び異動通知

署長は、法第 7 条第 2 項の許可証の書換え又は再交付の申請を受理したときは、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書(規則様式第 34 号)又は銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書(規則様式第 35 号)を徴収し、規則第 32 条及び第 33 条の規定によるもののほか、次によって処理し、当該申請書は警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付するものとする。

(1) 転入による書換えの場合

ア 猟銃等又はクロスボウの転入

(ア) 許可証の住所の書換えを行い、記載事項変更欄に「住所変更」と記入し、許可証番号の変更は行わず、許可番号のみ受入署の許可番号に変更して公安委員会印を押印すること。

(イ) (ア)の場合において、猟銃等又はクロスボウが県外からの転入であるときは、猟銃等許可台帳又はクロスボウ許可台帳を作成して写真 1 枚を貼付し、許可台帳の備考欄に原交付年月日、旧許可年月日、旧許可番号及び都道府県公安委員会名を記入すること。

イ その他の銃砲刀剣類の転入

(ア) 県内の他の警察署の管轄区域内からの転入であるときは、許可証の住所の書換えを行い、記載事項変更欄に「住所変更」と記入し、公安委員会印を押印すること。

(イ) 県外からの転入であるときは、銃砲等刀剣類許可台帳を作成して写真 1 枚を貼付し、許可台帳の備考欄に旧許可年月日、旧許可番号及び都道府県公安委員会名を記入するとともに、生活安全企画課の銃砲等所持許可番号簿に登載した一連番号によって新しい許可証を作成し、旧許可証と引換えに交付すること。

(2) 許可証の記載事項の変更の場合

ア 記載事項の書換えを行い、記載事項変更欄に届出年月日及び変更事項を記入して公安委員会印を押印すること。

イ 記載事項変更欄に余白がなくなったときは、新しい許可証を作成し、旧許可証と引換えに交付すること。

(3) 異動通知の場合

ア 県内からの転入を受理したときは、異動通知書を前居住地を管轄する署長に送付すること。

イ 異動通知書の送付を受けた署長は、許可台帳を削除し、これを転出先の署長に送付すること。

ウ 県外からの転入に伴う異動通知は、生活安全企画課において行うこと。

(4) 許可証の再交付の場合

ア 許可証番号及び許可番号は、原交付の番号を用いること。

イ 再交付年月日は、交付年月日欄に「再」の文字を付して記入すること。

ウ 許可証に写真を貼付すること。

エ 法第 6 条の規定により岡山県公安委員会以外の公安委員会から許可を受けた外国人からの申請であるときは、当該許可をした公安委員会に許可の事実を確認した上でア、イ及びウの処理を行うこと。

第 17 許可の更新

署長は、法第 7 条の 3 の猟銃等又はクロスボウの所持許可の更新申請を受理したときは、規則第 34 条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

(1) 猟銃等所持許可更新申請書(規則様式第 9 号)又はクロスボウ所持許可更新申請書(規則様式第 9 号の 2)を徴収し、当該申請書に規則第 11 条第 1 項に規定する書類を添付すること。

(2) 法第 4 条第 1 項、第 5 条及び第 5 条の 2 に規定する事項の有無について調査すること。

(3) 調査の結果、支障がないと認めるときは、当該許可の更新を行い、申請者が所持している許可証内の更新記載事項欄に許可年月日、許可番号等を記載すること。た

だし、規則第 35 条に該当する許可の更新であるときは、新しい許可証を作成の上、旧許可証と引換えに交付することとするが、許可証番号は変更しないこと。

- (4) 許可番号は第 2 の 2 の (1) を準用すること。
- (5) 許可証の更新申請期間欄は、当該許可の有効期間が満了する日の 2 月前から 1 月前までの間として記入すること。
- (6) 申請書は警察署に保管し、猟銃等の所持許可更新報告書(様式第 12 号)又はクロスボウの所持許可更新報告書(様式第 12 号の 2)により速やかに本部長に報告すること。

第 18 許可証の返納

署長は、法第 8 条第 2 項の規定により、許可証の返納の届出を受理したときは、規則第 36 条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

- (1) 銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書(規則様式第 36 号)を徴収して当該届出書は警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付するとともに、返納に係る許可証は廃棄し、許可台帳を削除すること。この場合において、返納事由が、廃棄のときは廃棄依頼書(様式第 13 号)を、譲渡のときは猟銃等又はクロスボウ買受証明書(様式第 14 号)を徴収し、それぞれの写しを添付すること。
- (2) 返納に係る許可証が、県内の他の警察署の管轄区域内で許可を受けたものであるときは、当該許可証を廃棄するとともに、当該警察署の署長に異動通知書によって異動通知を行い、通知を受けた署長は、当該許可証の許可台帳を削除すること。
- (3) 返納に係る許可証が、岡山県公安委員会以外の公安委員会から許可を受けたものであるときは、当該許可証を廃棄するとともに、生活安全企画課に連絡し、同課において当該許可をした公安委員会に異動通知を行うこと。

第 19 許可事項の抹消

署長は、法第 8 条第 3 項の規定により、許可事項の抹消の申請を受理したときは、規則第 37 条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

- (1) 許可事項抹消申請書(規則様式第 37 号)を徴収して当該申請書は警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付すること。この場合、抹消事由が、廃棄のときは廃棄依頼書、譲渡のときは猟銃等又はクロスボウ買受証明書を徴収し、それぞれの写しを添付すること。
- (2) 許可事項の抹消は、許可証の抹消部分に斜線を引いて公安委員会印を押印し、抹消欄に処分事由を記載するとともに、猟銃等許可台帳又はクロスボウ許可台帳の手入れを行うこと。

第 20 年少射撃資格認定申請

- 1 署長は、法第 9 条の 13 第 1 項の規定により、年少射撃資格の認定申請を受理したときは、規則第 75 条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

- (1) 年少射撃資格認定申請書(規則様式第 64 号)を徴収し、当該申請書に規則第 76 条第 1 項各号に掲げる書類を添付すること。
 - (2) 当該申請書の記載事項及び法第 5 条第 1 項第 2 号から第 18 号までに掲げる事項の有無について調査し、年少射撃資格認定進達書(様式第 15 号)を作成すること。
 - (3) 調査の結果、認定することに支障がないと認めるときは、認定証を交付すること。ただし、年少射撃資格の認定を受けていない者の申請及び認定することに疑義のある申請については、当該申請書の写しを年少射撃資格認定進達書に添付し、本部長に進達すること。
- 2 認定証の交付番号は、生活安全企画課に備付けの年少射撃資格認定証交付番号簿(様式第 16 号)より暦年ごとに一連番号を付すること。
 - 3 認定証を交付するときは、年少射撃資格認定証交付台帳(様式第 17 号)を作成し、当該台帳に写真を貼付して警察署に保管し、写しを年少射撃資格認定進達書に添付して速やかに本部長に進達すること。

第 21 年少射撃資格認定証の書換え及び再交付

署長は、法第 9 条の 13 第 3 項の規定により、年少射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請を受理したときは、年少射撃資格認定証書換申請書(規則様式第 66 号)又は年少射撃資格認定証再交付申請書(規則様式第 67 号)を徴収し、規則第 78 条及び第 79 条の規定によるもののほか、次によって処理し、当該申請書は警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付するものとする。

(1) 転入による書換えの場合

ア 県内の他の警察署の管轄区域からの転入であるときは、認定証の住所の書換えを行い、記載事項変更欄に「住所変更」と記入し、公安委員会印を押印すること。

イ 県外からの転入であるときは、年少射撃資格認定証交付台帳を作成して写真 1 枚を貼付し、当該台帳の備考欄に旧認定年月日、旧認定番号及び認定都道府県公安委員会名を記入するとともに、生活安全企画課の年少射撃資格認定証交付番号簿に登載した一連番号によって新しい年少射撃資格認定証を作成し、旧認定証と引換えに交付すること。

(2) 認定証の記載事項の変更の場合

ア 記載事項の書換えを行い、記載事項変更欄に届出年月日及び変更事項を記入して公安委員会印を押印すること。

イ 記載事項変更欄に余白がなくなったときは、新しい認定証を作成し、旧認定証と引換えに交付すること。

(3) 異動通知の場合

ア 県内からの転入を受理したときは、異動通知書を前居住地を管轄する署長に送付すること。

イ 異動通知書の送付を受けた署長は、年少射撃資格認定証交付台帳を削除し、これを転出先の署長に送付すること。

ウ 県外からの転入に伴う異動通知は、生活安全企画課において行うこと。

(4) 認定証の再交付の場合

ア 認定証番号は、原交付の番号を用いること。

イ 再交付年月日は、交付年月日欄に「再」の文字を付して記入すること。

ウ 認定証に写真を貼付すること。

第 21 の 2 クロスボウ射撃資格認定申請

1 署長は、法第 9 条の 16 第 1 項の規定により、クロスボウ射撃資格の認定の申請を受理したときは、規則第 9 条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

(1) クロスボウ射撃資格認定申請書(規則様式第 11 号の 2)を徴収し、当該申請書に規則第 11 条第 1 項に掲げる書類を添付すること。

(2) 当該申請書の記載事項並びに法第 5 条第 1 項及び第 5 項並びに法第 5 条の 2 第 7 項に規定する事項の有無について調査し、クロスボウ射撃資格認定の申請に係る進達書(様式第 17 号の 2)を作成すること。

(3) 調査の結果、認定することに支障がないと認めるときは、認定証を交付すること。ただし、クロスボウ射撃資格の認定を受けていない者の申請及び認定することについて疑義のある申請については、当該申請書の写しをクロスボウ射撃資格認定進達書に添付し、本部長に進達すること。

2 認定証の交付番号は、生活安全企画課に備付けのクロスボウ射撃資格認定証交付番号簿(様式第 17 号の 3)により暦年ごとに一連番号を付すること。

3 認定証を交付するときは、クロスボウ射撃資格認定証交付台帳(様式第 17 号の 4)を作成し、当該台帳に写真を貼付して警察署に保管し、当該台帳の写しをクロスボウ射撃資格認定進達書に添付して速やかに本部長に進達すること。

第 22 銃砲等保管状況の報告徴収

1 署長は、法第 10 条の 6 第 1 項の規定による銃砲等の保管状況の報告を求めるときは、銃砲等保管状況報告要請書(様式第 18 号。以下「要請書」という。)を相手方に交付するものとする。

2 前項の報告要請をしたときは、要請書の写しを作成して警察署に保管するものとする。

第 23 事故届

1 署長は、法第 23 条の 2 の規定による銃砲等又は刀剣類の盗難、亡失等の届出を受理したときは、盗難にあつては刑事部捜査第三課を経由し、亡失にあつては生活安全企画課を経由して次の事項を本部長に速報するとともに、必要な手配をするものとする。

(1) 盗難、亡失等の日時

(2) 被害者の住所、職業、氏名及び年齢

(3) 銃砲等若しくは刀剣類又は猟銃用火薬類等の種類及び数量

(4) 被害の状況

- 2 生活安全企画課は、1の報告を受理したときは、銃砲刀剣類の管理業務に関するシステムに必要な登録を行うものとする。

第24 指定射撃場の指定

- 1 署長は、府令第10条の指定射撃場の指定の申請を受理したときは、指定射撃場指定申請書(府令様式第1号)を徴収し、次に掲げる事項について調査の上、指定に関する意見を付して当該申請書を本部長に進達し、写しを警察署に保管するものとする。
- (1) 添付書類の適否
- (2) 府令第4条第1項各号に規定する位置に関する基準
- (3) 府令第5条に規定する構造設備の基準
- (4) 府令第6条に規定する設置者の基準
- (5) 府令第6条の2に規定する管理者の基準
- (6) 府令第7条に規定する管理方法
- (7) (2)又は(3)の基準に適合しない部分については、周囲の静穏を保持し、危害を防止するための地形若しくは地物の介在又は設備の有無及びその適否
- 2 府令第10条第2号に規定する射撃場の付近の見取図は、危険区域から外周おおむね200メートルの範囲とし、射撃方向の前面及び両側面の断面図を含むものとする。
- 3 府令第10条第3号に規定する射撃場の管理方法の概要を記載した書類には、次の項目を記載するものとする。
- (1) 構造設備の維持管理の方法
- (2) 射撃をしようとする者に対し、府令第8条第3号又は第6号に規定する禁止事項を遵守させるための具体的方法
- (3) 府令第8条第7号に規定する掲示事項
- (4) 射撃時における危害防止措置
- (5) 府令第9条の規定による管理方法
- 4 府令第10条第5号及び第6号に規定する管理者又は従業者については、その添付書類に射撃経歴を記載させるものとする。
- 5 署長は、生活安全企画課から指定通知書(府令様式第2号)の送付を受けたときは、これを申請者に交付し、申請書の副本を警察署台帳とすること。

第25 指定射撃場の変更届

署長は、府令第13条に規定する指定射撃場の変更届を受理したときは、記載事項変更届(府令様式第3号)を徴収し、その事実及び法第9条の2第2項に規定する解除事由の有無について調査するとともに、次によって処理するものとする。

なお、当該届出書は本部長に進達し、写しを警察署に保管すること。

- (1) 設備変更の場合は、事前に変更しようとする内容を提出させて生活安全企画課に連絡し、指定に支障がないときに変更に着手させ、完成のときに書換えの届出をさせること。
- (2) その他の記載事項変更届については、生活安全企画課に連絡し、指示に基づいて指定通知書を書換え、変更部分に公安委員会印を押印して交付すること。

第 26 射撃指導員の指定

署長は、法第 9 条の 3 第 1 項の猟銃等射撃指導員又は法第 9 条の 3 の 2 第 1 項のクロスボウ射撃指導員の指定の申請を受理したときは、規則第 43 条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

- (1) 射撃指導員指定申請書(規則様式第 41 号)を徴収し、規則第 42 条第 1 項各号又は第 42 条の 2 各号に掲げる事項について調査し、指定に関する意見を付して当該申請書は本部長に進達し、写しを警察署に保管すること。
- (2) 指定は、生活安全企画課から射撃指導員指定書(規則様式第 42 号)の送付を受け、これを申請人に交付して行うこと。

第 27 指定射撃場の指定解除

署長は、危害を防止するため、指定射撃場の指定を解除する必要があると認めるときは、射撃場指定解除上申書(様式第 19 号)によってその状況を速やかに本部長に上申するものとする。

第 28 射撃指導員の指定解除

署長は、猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員について規則第 42 条又は第 42 条の 2 に規定する基準に適合しない事由が生じたときは、その事由を速やかに本部長に報告するものとする。

第 29 教習射撃場の指定

1 署長は、法第 9 条の 4 第 1 項の規定による教習射撃場の指定の申請を受理したときは、教習射撃場指定申請書(規則様式第 45 号)を徴収し、次に掲げる事項について調査の上、指定に関する意見を付して当該申請書を本部長に進達し、写しを警察署に保管するものとする。

- (1) 規則第 50 条各号に掲げる添付書類の適否
- (2) 規則第 47 条第 1 号の管理者の基準
- (3) 規則第 47 条第 2 号の管理方法の基準
- (4) 射撃指導員に対する規則第 49 条の基準

2 生活安全企画課から教習射撃場指定書(規則様式第 46 号)の送付を受けたときは、これを申請人に交付し、申請書の副本を教習射撃場台帳として保管すること。

第 30 教習射撃場の変更届

署長は、規則第 54 条の規定による教習射撃場指定申請書の記載事項の変更の届出を受理したときは、次によって処理するものとする。

- (1) 教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書(規則様式第 49 号)を徴収し、記載事項の変更について調査の上、当該届出書は本部長に進達し、写しを警察署に保管すること。
- (2) 生活安全企画課に連絡し、指示に基づいて教習射撃場指定書の変更部分を書換え、公安委員会印を押印して交付すること。

第 31 教習射撃指導員の選任又は解任届

署長は、法第 9 条の 4 第 2 項の規定による教習射撃指導員の選任又は解任の届出を受理したときは、教習射撃指導員選任等届出書(規則様式第 47 号)を徴収し、当該届出書は本部長に進達し、写しを警察署に保管すること。

第 32 教習用備付け銃の届出

署長は、法第 9 条の 6 第 2 項の規定による教習用備付け銃についての届出を受理したときは、規則第 58 条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

- (1) 教習用備付け銃等届出書(規則様式第 52 号)又は教習用備付け銃等変更届出書(規則様式第 53 号)2 通を徴収し、当該届出書の記載事項並びに令第 27 条及び規則第 59 条に規定する事項について調査した上、当該届出書の正本及び副本並びにそれぞれの添付書類を教習用備付け銃等報告書(様式第 20 号)に添えて本部長に進達し、写しを警察署に保管すること。
- (2) 生活安全企画課から届出を受理した旨を記載した(1)の届出書の送付を受けたときは、届出人に対し、届出済を証する書類としてこれを交付するとともに、当該備付け銃の確認を行うこと。
- (3) 教習用備付け銃の廃止の届出を受理したときは、教習用備付け銃等変更届出書 2 通を徴収し、当該届出書の正本及び副本を教習用備付け銃等報告書に添付して速やかに本部長に進達し、写しを警察署に保管すること。

第 33 教習射撃場の指定解除等

署長は、法第 9 条の 8 第 1 項の規定により、教習射撃場の指定解除等の必要が生じたときは、第 27 に準じて処理するものとする。

第 34 練習射撃場の指定

署長は、法第 9 条の 9 第 1 項の規定により、練習射撃場の指定の申請を受理したときは、練習射撃場指定申請書(規則様式第 57 号)を徴収し、第 29 に準じて処理するものとする。

第 35 練習射撃場の変更届

署長は、練習射撃場指定申請書の記載事項の変更の届出を受理したときは、教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書を徴収し、第 30 に準じて処理するものとする。

第 36 練習射撃指導員の選任又は解任届

署長は、法第 9 条の 9 第 2 項において準用する法第 9 条の 4 第 2 項の規定による練習射撃指導員の選任又は解任の届出を受理したときは、練習射撃指導員選任等届出書（規則様式第 59 号）を徴収し、第 31 に準じて処理するものとする。

第 37 練習用備付け銃等届出

署長は、法第 9 条の 11 第 2 項において準用する法第 9 条の 6 第 2 項の規定による練習用備付け銃についての届出を受理したときは、規則第 71 条に規定する事項について調査するほか、第 32 に準じて処理するものとする。

第 38 練習射撃場の指定解除

署長は、法第 9 条の 12 の規定により、練習射撃場の指定解除の必要が生じたときは、第 27 に準じて処理するものとする。

第 39 銃砲等又は刀剣類の製造事業等の届出

署長は、法第 3 条第 1 項第 11 号から第 15 号までに規定する者（以下「業者」という。）からの銃砲等又は刀剣類の製造・販売及び製作事業の届出を受理したときは、規則第 4 条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

- (1) 銃砲刀剣類製造等届出書（規則様式第 1 号）2 通を徴収して当該届出書の記載事項を調査した上、正本及び副本を本部長に進達し、写しを警察署に保管するとともに、銃砲等又は刀剣類製造・販売・製作者台帳（様式第 21 号）を作成すること。
- (2) 届出事項の変更の届出を受理したときは、銃砲刀剣類製造等届出書 2 通に変更に係る事項を朱書させた上、当該届出書の正本及び副本を本部長に進達し、写しを警察署に保管するとともに、当該台帳の手入れを行うこと。
- (3) (1) 及び (2) の届出の場合、生活安全企画課は、当該届出書に届出を受理した旨を記載した上、警察署に送付することとし、送付を受けた警察署は、届出人に届出済を証する書類としてこれを交付すること。

この場合、届出にあっては銃砲等又は刀剣類製造・販売・製作者台帳を作成し、変更の届出にあっては当該台帳の手入れを行うこと。

- (4) 業者が死亡し、又は廃業し、若しくは解散したときは、銃砲等又は刀剣類製造・販売・製作事業廃業（死亡・解散）届出書（様式第 22 号）を徴収するとともに、届出済を証する書類を提出させ、当該届出書は警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付すること。この場合において、既存の銃砲等又は刀剣類製造・販売・製作者台帳は削除し、届出済を証する書類は事後廃棄すること。

第 40 銃砲等又は刀剣類の製造・販売事業使用人の届出

署長は、法第 3 条第 3 項及び第 3 条の 2 第 2 項に規定する使用人の届出又は届出事項の変更、届出済証の再交付及び使用人の解雇並びに廃止の届出を受理したときは、規則第 6 条の規定によるほか、次によって処理するものとする。

- (1) 使用人の届出を受理したときは、使用人届出書（規則様式第 4 号）を徴収し、当該届出書に写真 1 枚を添えて本部長に進達し、写しを警察署に保管すること。

- (2) 生活安全企画課は、使用人届出済証明書を作成の上、警察署に送付することとし、送付を受けた警察署は、使用人名簿(様式第23号)に写真を貼付して登載するとともに、当該届出済証明書を交付すること。
- (3) 届出済証明書の記載事項の変更の届出を受理したときは、使用人届出書に変更に係る事項を朱書させた上、当該届出済証明書を添付して提出させ、当該届出済証明書の変更部を書き換えて公安委員会印を押印し、記載事項変更欄の手入れをすること。
- なお、当該届出書は警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付すること。
- (4) 届出済証明書の亡失、滅失等による再交付の届出を受理したときは、(1)及び(2)に準じて処理し、使用人名簿の備考欄に再交付年月日を記入すること。
- (5) 使用人の解雇及び廃止の届出を受理したときは、使用人届出書を徴収し、当該届出書に届出済証明書を添付して、警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付すること。この場合において、既存の使用人名簿は削除し、届出済証明書は事後廃棄すること。

第41 準空気銃製造・輸出業者の届出

署長は、法第21条の3第1項第4号に規定する準空気銃の製造・輸出事業者に関する届出を受理したときは、準空気銃製造等届出書(規則様式第77号)2通を徴収し、規則第100条第1項から第4項までの規定によるもののほか、第39の規定を準用して処理するものとする。

第42 模造拳銃製造・輸出業者の届出

署長は、法第22条の2第1項ただし書に規定する輸出用模造拳銃の製造・輸出事業者に関する届出を受理したときは、模造拳銃製造等届出書(規則様式第78号)2通を徴収し、規則第102条第2項から第5項までの規定によるもののほか、第39の規定を準用して処理するものとする。

第43 模擬銃器製造・輸出業者の届出

署長は、法第22条の3第2項において準用する法第22条の2第1項ただし書の規定により、輸出用模擬銃器の製造・輸出事業者に関する届出を受理したときは、模擬銃器製造等届出書(規則様式第79号)2通を徴収し、規則第103条第2項において準用する規則第102条第2項から第5項までの規定によるもののほか、第39の規定を準用して処理するものとする。

第44 人命救助等従事者の届出

署長は、法第3条第2項に規定する人命救助等に従事する者の届出又は届出事項の変更若しくは届出済証明書の再交付の届出を受理したときは、規則第5条及び第6条第3項から第5項までの規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

- (1) 人命救助等に従事する者の届出を受理したときは、人命救助等に従事する者届出書(規則様式第2号)を徴収して届出事項について調査し、支障がないと認めるときは、届出済証明書を交付するとともに、当該届出書は人命救助等に従事する者届出台帳として警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付すること。
- (2) (1)の届出済証明書の番号は、生活安全企画課に備付けの人命救助等に従事する者届出番号簿に登載した一連番号とする。
- (3) 人命救助等に従事する者の解雇その他の届出事項の変更の届出を受理したときは、人命救助等に従事する者届出書に変更に係る事項を朱書させた上、届出済証明書を添付して提出させ、当該届出済証明書の変更部分を書き換えて公安委員会印を押印し、記載事項の変更欄の手入れをすること。
なお、当該届出書は警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付すること。
- (4) 亡失、滅失等による再交付の届出を受理したときは、(1)に準じて処理すること。
- (5) 廃業又は従事者全員の解雇の届出を受理したときは、銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書(規則様式第36号)を徴収し、当該届出書に届出済証明書を添付して警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付すること。この場合において、既存の台帳は削除し、届出済証明書は事後廃棄すること。

第45 保管業の届出

署長は、法第10条の8第1項の規定による猟銃等保管業又は第10条の8の2第1項の規定によるクロスボウ保管業の届出を受理したときは、規則第90条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

- (1) 保管業届出書(規則様式第70号)2通を徴収し、当該届出書の記載事項及び規則第91条各号又は第91条の2各号に掲げる事項の有無について調査し、意見を付して当該届出書の正本及び副本にそれぞれ添付書類を添えて本部長に進達し、写しを警察署に保管すること。
- (2) 生活安全企画課から、(1)の届出書に届出を受理した旨の記載をして送付を受けたときは、届出人に対し、届出済を証する書面としてこれを交付するとともに、当該届出書の写しを保管業台帳として保管すること。

第46 保管業廃止の届出

署長は、法第10条の8第4項の規定による猟銃等保管業又は第10条の8の2第4項の規定によるクロスボウ保管業の廃止の届出を受理したときは、保管業廃止届出書(規則様式第71号)を徴収し、当該届出書は本部長に進達し、写しを警察署に保管するとともに、保管業台帳を削除するものとする。

第47 災害、騒乱等の際の告示

- 1 署長は、法第 26 条第 1 項の規定による銃砲等又は刀剣類の授受、運搬若しくは携帯の禁止又は制限について、公安委員会の措置が必要であると認めるときは、速やかにその状況を本部長に報告するとともに、事後の推移を逐次報告しなければならない。
- 2 署長は、法第 26 条第 1 項の規定による公安委員会の告示があったとき又はその告示が同条第 4 項の規定によって失効したときは、速やかにこれを周知させる措置をとらなければならない。

第 48 仮領置

- 1 署長は、法第 8 条第 7 項、第 8 条の 2 第 2 項、第 11 条第 8 項及び第 9 項、第 11 条の 2 第 1 項から第 3 項まで並びに第 25 条第 1 項の規定により、仮領置を行ったときは、被仮領置者の本籍、住所、職業、氏名、生年月日、銃砲等又は刀剣類の種別、数量、仮領置を必要とする理由等を速やかに本部長に報告すること。
- 2 法第 9 条の 8 第 3 項、第 9 条の 12 第 2 項及び第 26 条第 2 項の規定により、仮領置の必要があると認めるときは、1 に準じて速やかに本部長に報告すること。
- 3 1 及び 2 の仮領置をするときは、それぞれの銃砲等又は刀剣類ごとに規則第 38 条の仮領置書(規則様式第 38 号)を作成の上、交付すること。

第 49 許可基準の適合に関する報告徴収等

- 1 署長は、法第 12 条の 3 の規定により報告を徴収し、又は指定医の診断を受けることを命ずる必要があると認めるときは、当該事由を速やかに本部長に報告すること。
- 2 署長は、生活安全企画課から報告徴収書(様式第 24 号)又は受診等命令書(様式第 25 号)の送付を受けたときは、速やかにこれを執行し、報告書又は診断書を徴収すること。

第 50 公務所等への照会

署長は、法第 13 条の 2 の規定による照会を行うときは、規則第 95 条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

- (1) 公務所等への照会を行うときは、銃砲等又は刀剣類関係事項照会書(規則様式第 75 号。以下「照会書」という。)を使用し、照会管理簿(様式第 26 号)により管理すること。
- (2) 照会書の発出に当たっては、文書発出簿(様式第 27 号)に登録し、岡山県公安委員会文書管理規程(平成 13 年岡山県公安委員会規程第 8 号)に定める文書番号を付すること。この場合において、枝番号及び号外は使用しないこととし、照会書正本と副本に契印を押印すること。

第 51 調査を行う間の保管

- 1 署長は、法第 13 条の 3 第 1 項及び第 3 項の規定による保管を行ったときは、保管書(規則様式第 76 号)を交付すること。
- 2 署長は、法第 13 条の 3 第 2 項及び第 4 項の規定による返還を行うときは、保管書及び受領書(規則様式第 40 号)と引換えに行うこと。

第 52 保管期間延長の承認

署長は、法第 25 条第 5 項に規定する保管期間の延長承認申請を受理したときは、期間延長承認申請書(規則様式第 85 号)を徴収して当該申請書の記載事項を調査の上、延長の必要を認めるときは、保管期間延長承認書(様式第 28 号)を交付すること。

なお、当該申請書は警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付すること。

第 53 譲受人等からの返還申請

署長は、譲受人等から仮領置した銃砲等又は刀剣類(以下「仮領置物」という。)の返還の申請を受理したときは、規則第 39 条及び第 40 条の規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

(1) 法第 8 条第 8 項、第 8 条の 2 第 3 項、第 11 条第 10 項、第 11 条の 2 第 4 項及び第 25 条第 4 項の規定による返還の申請を受理したときは、銃砲等又は刀剣類返還申請書(規則様式第 39 号)を徴収し、添付書類の記載事項を調査の上、仮領置物を返還すること。

なお、当該申請書は添付書類を添えて警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付すること。

(2) 法第 9 条の 8 第 4 項及び第 9 条の 12 第 3 項の規定による返還の申請を受理したときは、(1)の申請書を徴収し、添付書類の記載事項を調査の上、当該申請書に添付書類を添えて速やかに本部長に進達し、写しを警察署に保管すること。

(3) 仮領置物の返還は、仮領置書及び受領書と引換えに行うこと。

第 54 許可を受けた者への返還

1 署長は、法第 4 条又は第 6 条の許可を受けた者から仮領置物の返還の申請を受理したときは、法第 4 条の 4 の確認を行い、引渡人欄に法第 25 条によるものは署長名、それ以外によるものは公安委員会名を記入して当該許可に係る銃砲を当該請求者に返還すること。

2 仮領置物の返還は、仮領置書及び受領書と引換えに行うこと。

第 55 所持者への返還

1 署長は、仮領置物が法第 11 条第 11 項、第 11 条の 2 第 5 項、第 25 条第 3 項又は第 26 条第 5 項に規定する返還事由に該当するときは、規則第 40 条の規定に基づいて速やかに返還するものとする。

2 仮領置物の返還は、仮領置書及び受領書と引換えに行うこと。

第 56 一時保管

1 法第 24 条の 2 第 2 項及び第 5 項の規定による一時保管については、規則第 105 条から第 109 条までの規定によるもののほか、次によって処理するものとする。

(1) 法第 24 条の 2 第 2 項及び第 5 項の規定により、銃砲刀剣類等の一時保管をしたときは、被一時保管者に銃砲刀剣類等一時保管書(規則様式第 80 号)を交付し、一時保管銃砲刀剣類等引継書(規則様式第 81 号)を作成すること。

- (2) 一時保管銃砲刀剣類等引継書に現品を添えて直ちに署長に報告すること。
- 2 署長は、一時保管に係る銃砲刀剣類等を返還するときは、銃砲刀剣類等一時保管書を提出させ被一時保管者であることを確認の上、受領書と引換えに交付すること。
 - 3 銃砲刀剣類等一時保管書、受領書及び一時保管銃砲刀剣類等引継書を一括して整理し、その経緯を明らかにしておくこと。

第 57 提出命令

- 1 署長は、法第 27 条第 1 項の規定により、銃砲等又は刀剣類の提出を命ずる必要があると認めるときは、当該事由を速やかに本部長に報告するものとする。
- 2 生活安全企画課から規則第 113 条の規定による提出命令書の送付を受けたときは、速やかにこれを執行し、当該提出に係る物件は警察署に保管するものとする。
- 3 2 の処理結果については、提出命令書控の写しを添え、速やかに本部長に報告するものとする。

第 58 保管銃砲刀剣類等の刑事手続への移管

署長は、法第 24 条の 2 第 5 項の規定により一時保管し、又は第 27 条第 1 項の規定により提出させた銃砲等又は刀剣類を保管している場合において、刑事手続による保管を相当と認める事情が生じ、司法警察員の要請があったときは、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)に定める手続によって引き渡し、その経緯を明らかにしておくものとする。

第 59 発見及び拾得

署長は、法第 23 条の規定による銃砲等又は刀剣類の発見又は拾得の届出を受理したときは、遺失物法(平成 18 年法律第 73 号)の規定によるもののほか、銃砲刀剣類の発見届の取扱いについて(昭和 41 年 2 月 11 日岡防第 159 号例規)によって処理するものとする。

第 60 銃砲等又は刀剣類の廃棄届出

署長は、許可を受けて銃砲等又は刀剣類を所持する者から、当該銃砲等又は刀剣類の廃棄の届出を受理したときは、次によって処理するものとする。

- (1) 銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書(規則様式第 36 号)に許可証を添えて返納させ、当該届出書は警察署に保管し、写しを速やかに生活安全企画課に送付すること。
- (2) 所有者が、自ら銃砲等又は刀剣類の廃棄を行ったときは、警察職員がその廃棄を確認し、当該届出書の備考欄にその旨を記入の上、署名及び押印すること。
- (3) 所有権を放棄して提出したときは、廃棄依頼書を徴収し、当該届出書の備考欄に届出を受けた警察職員が「廃棄確認」と記入の上、署名及び押印し、第 58 に準じて処理すること。

第 61 返還を要しないものの取扱い

- 1 署長は、保管に係る銃砲等又は刀剣類のうち拳銃を除くものが次のいずれかに該当する物であるときは、売却又は廃棄の措置をとるものとする。
 - (1) 発見又は拾得の届出のあった物で返還を要しない物
 - (2) 所有権を放棄して廃棄の届出をした物
 - (3) 法第 11 条第 12 項に該当する物
 - (4) 法第 24 条の 2 第 10 項に該当する物
 - (5) 法第 25 条第 5 項に該当する物
 - (6) 法第 27 条第 3 項に該当する物
- 2 署長は、1 のいずれかに該当する物が拳銃又は拳銃部品であるときは、拳銃等送付書（様式第 29 号）に当該拳銃又は拳銃部品を添えて速やかに本部長に報告するものとする。

第 62 公安委員会に対する申出制度

- 1 所属長は、法第 29 条の規定による岡山県公安委員会に対する申出を受理したときは、速やかに生活安全企画課を経由し、岡山県公安委員会に報告すること。
- 2 生活安全企画課は、申出について必要があると認めるときは、必要な調査及びその結果を踏まえた適当な措置を執り、その結果を岡山県公安委員会に報告すること。

第 63 登録銃砲刀剣類

署長は、銃砲刀剣類の発見届の取扱いについてに規定する古式銃砲・刀剣類登録通知書を銃砲刀剣類登録簿とし、法第 14 条第 4 項の規定による登録の通知を受けたときはこれを編冊し、異動の都度整理するものとする。

第 64 手数料の徴収

署長は、岡山県警察手数料徴収条例（平成 12 年岡山県条例第 72 号）に定める手数料を徴収するものについては、申請書に徴収額等が確認できるものを貼付させるものとする。

第 65 簿冊等の整理

従前の手続きにより作成した台帳等については、別に定めるもののほかこの要領によって作成されたものとみなす。

第 66 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
銃砲等又は刀剣類所持許可の申請に係る進達書（ライフル銃、拳銃又は空気拳銃に係るもの）	生活安全企画課	長期
銃砲等又は刀剣類所持許可の申請に係る進達書（上記以外の銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類に係るもの）	生活安全企画課	3 年
猟銃等及びクロスボウ所持許可番号簿	警察署	長期
銃砲等所持許可番号簿	生活安全企画課	長期
猟銃等及びクロスボウ所持許可証番号簿	警察署	長期

銃砲等刀剣類許可台帳	警察署	長期
資格認定等進達書	生活安全企画課	3年
資格認定証・検定通知書交付番号簿	警察署	1年
教習資格認定証交付台帳	生活安全企画課、警察署	1年
練習資格認定証交付台帳	生活安全企画課、警察署	1年
クロスボウ番号簿	生活安全企画課	長期
猟銃等許可台帳	警察署	長期
クロスボウ許可台帳	警察署	長期
銃砲等又は刀剣類所持者異動通知書	警察署	1年
猟銃等の所持許可更新報告書	生活安全企画課	3年
クロスボウの所持許可更新報告書	生活安全企画課	3年
廃棄依頼書	警察署	3年
廃棄依頼書の写し	生活安全企画課	3年
猟銃等又はクロスボウ買受証明書	警察署	3年
猟銃等又はクロスボウ買受証明書の写し	生活安全企画課	3年
年少射撃資格認定進達書	生活安全企画課	長期
年少射撃資格認定証交付番号簿	生活安全企画課	長期
年少射撃資格認定証交付台帳	生活安全企画課、警察署	長期
クロスボウ射撃資格認定の申請に係る進達書	生活安全企画課	長期
クロスボウ射撃資格認定証交付番号簿	生活安全企画課	長期
クロスボウ射撃資格認定証交付台帳	生活安全企画課、警察署	長期
銃砲等保管状況報告要請書の写し	警察署	3年
射撃場指定解除上申書	生活安全企画課	1年
教習用備付け銃等報告書	生活安全企画課	長期
銃砲等又は刀剣類等製造・販売・製作者台帳	生活安全企画課、警察署	長期
銃砲等又は刀剣類等製造・販売・製作事業廃業(死亡・解散)届出書	生活安全企画課、警察署	1年
報告徴収書の写し	生活安全企画課、警察署	5年
受診等命令書の写し	生活安全企画課、警察署	5年
照会管理簿	警察署	5年
文書発出簿	警察署	5年
使用人名簿	警察署	長期
拳銃等送付書	組織犯罪対策第二課	長期